

2014年7月3日発行



News

**Nabari Doku-budousyu Jiken
Okunishi Masaru-san wo
Mamoru Tokyo no Kai**

名張毒ぶどう酒事件・奥西勝さんを守る東京の会

〒113-8463 東京都文京区湯島 2-4-4 5F

日本国民救援会東京都本部気付

電話 03-5842-6464 FAX 03-5842-6466

URL <http://www.5a.biglobe.ne.jp/~nabari/>

Contents

- ◎夏期カンパのお願い
- ◎八王子宣伝行動
- ◎こんなことがおこなわれていた
- ◎無実の死刑囚・奥西勝さんを励ます絵手紙、面会通信

第8次再審請求 棄却不当決定

(5/28)

6月2日、名古屋高裁
刑事2部へ異議申立



N 夏期カンパのお願い

5月28日の第8次再審請求棄却を受けて、弁護団は6月2日に名古屋高裁第2部に異議申し立てをおこないました。

人工呼吸器につながれ八王子医療刑務所で過ごす無実の奥西勝さん（88歳）に残された時間はありません。東京守る会では毎月の駅頭宣伝、署名行動で冤罪であることを世論に広げ、名古屋高裁への要請行動にも参加し、一日も早い奥西勝さんの救出へ力を尽くします！

そのための夏期カンパにぜひご協力ください。どうぞよろしく願いいたします。

N 八王子宣伝行動

5月17日（土）晴れのち曇り。八王子駅北口にて名張毒ぶどう酒事件の宣伝が行われま

した。参加人数30名。

最近、八王子駅は二階の歩道が二股に増設され広くなりましたが、人通りも分散されるため、うまく間に立ちビラを配布します。奥西さんが八王子の医療刑務所に移られてから、八王子で宣伝を行うようになり、日本国民救援会八王子支部所属の私にとっては3回目の宣伝行動です。ティッシュビラは、やや高級ですが、受け取りが良いので私のお気に入り。手渡す際に、どうすれば受け取ってもらえるか、色々試しながら「無実の人を救って下さい！」と声をかけると道行く人々の反応が良い感がありました。救援会の皆さんが交代でマイクを握り、奥西さんに代わって無実の罪を訴えられる中、映画「約束」の様々な場面も思い出し、悔しくて涙がこぼれそうになりました。法の矛盾を感じずにいられない事件

です。

汗だくになりながらも、そろそろ5時近く、キンキンに冷えたビールが待っていると、勝手に片づけモードに入りました。すると、追加のティッシュペーパーが届くらしい…との噂がどこからともなく聞こえてきました。またまた活動モードへスイッチオン。最後は、都内から来られたNさんの気迫に圧され、私もピラ+署名の訴えに力が入ります。50筆まであと何筆、ピラを受け取っていただいたら次署名のお願い！と必死になりました。玉入れ終了の合図のように、宣伝の終わりを告げられるとNさんとガッツポーズ。Nさんとは年賀状だけのお付き合いでしたが、前回の宣伝で14年ぶりの再会を喜び合った仲です。

さて、本格的に夕暮れ時になり、いよいよお楽しみの懇親会。今回は、地元八王子にある味な店「風」をお借りし、旬の料理に舌鼓を打ちながら皆で交流を深めます。お店のご厚意でシャンソン歌手の女性の美しい歌声にも包まれました。当日は守る会事務局の堀江さんの何回目かの御誕生日ということで、サプライズ（実はリクエスト）で用意したケーキ。全員でハッピーバースデーを合唱して拍手で御祝いしました。（堀江さんに代わって）感無量。それにしても皆よく飲むなあ。しかし、



羽目を外す人は誰もいません。

活動後は、やはり「食べる、飲む、語る」が基本です。人はひとりでは何もできません。仲間の輪をつなげ、運動を広める、それには交流することの他ありません。不当にも5月28日、奥西さんの再審は認められませんでした。もはや時間とのたたかいです。それでも奥西さん雪冤のその日まで、正義はあると信じ、皆で力を尽くしたい、世論に裁判官たちに訴えていきたいと願います。

(国民救援会八王子支部・淡路)

こんなことがおこなわれていた

名古屋高裁の5月28日の再審請求棄却は、今までにない短い審理期間で決定が下されました。

6月2日異議申し立てをおこなった弁護団が記者会見を行い『証拠を隠して、疑問の多い死刑判決を維持した』と憤りを語りました。その中で、今回請求棄却決定を出した主任の伊藤裁判官が八王子医療刑務所に行き病床の奥西勝さんに面会したことがわかりました。これは決定の中に書かれていたので記録の謄写を裁判所にして初めて知ったことでした。

刑事訴訟法では、裁判官は請求人からの「求意見」を聞き、これを十分に汲んだうえで再審の有無をおこなうこととなっています。

「奥西勝面会結果メモ」という記録で、5月26日午後7分間面会した時のやりとりです。やりとりといっても、奥西さんは声が出ません。裁判官が奥西さんに質問しイエスだったら左手を上げてください、ノーだったら左手を上げないでくださいとのことでのやりとりでした。

裁判官はこれをもって意見を聞いたと決定の中で書いています。

形式的に聞いただけ、弁護団の立ちあいもなく、声にだして自分の意見を言えない答え

られない病状にある、奥西さんに意見聴取をしたとする裁判所のやり方には問題があり、意思を確認したとは認められません。

こういう裁判は公平なのでしょうか。棄却決定ありきのアリバイづくりとしか思えません。

◎平成25年お第7号 請求人奥西勝面会結果メモ

- ・請求人：奥西 勝 ・事件名：再審請求
- ・面会した日時：平成26年5月26日 午後1時55分から午後2時02分
- ・面会した場所：東京都八王子市市安町3の26の1 八王子医療刑務所
- ・面会した裁判官：名古屋高等裁判所刑事第1部 伊藤寛樹
- ・立会いたした裁判所書記官：伊藤貴章

面会の結果

裁判官 奥西さんですか。
 請求人 (話をしようと口を動かすが、発声することはできない。体を起こそうとしたり、手をあげようとした。)
 裁判官 今、左手を上げることはできますね。それでは、質問に対する答えとして、「そのとおりである。」と考えるときは、左手を少し上に上げてください。質問に対する答えとして、「そうでない。」と考えるときは、左手はそのまま動かさなくてください。よろしいですか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 奥西勝さんですか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 私は、名古屋高等裁判所の裁判官です。わかりますか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 昨年の11月5日に、あなたからの再審請求を受理しています。再審請求をしていることに間違いありません。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 今日は、法律の定めに従って、再審請求人であるあなたの意見を確かめるためにここへ来ました。この面会が、あなたの意見を述べる機会であるということです。わかりますか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 それでは、質問を始めます。今回の再審請求の際に、弁護団を何人か選任していますね。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 そのうちの鈴木泉弁護士を主任弁護人に指定しましたね。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 引き続き、鈴木弁護士を主任弁護人にするということですね。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 これまでに、鈴木弁護士の名義の再審請求書などの書面がいくつか裁判所に提出されていますが、それらの書面のことは知っていますか
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 それらの書面にあなたの言いたいことが書かれているということでしょうか。
 請求人 (左手を動かさない)
 裁判官 それらの書面の内容に、何か足りないところがありましたか。
 請求人 (左手を上を上げた。)

裁判官 これまでに8回再審請求されていますが、これまでの主張でまだ足りないところがあるというお考えですか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 弁護人はこれから裁判所に新しく証拠を出すと言っていますが、その証拠も踏まえて判断して欲しいということですか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 弁護人からどんな証拠を出す予定であるのかということについては聞いていますか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 そのことは弁護人が書面に書いておるとおりということでしょうか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 その証拠も検討して判断してほしいということですか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 ほかに言っておきたいことはありますか。
 請求人 (左手を動かさない。)
 裁判官 あなたは、犯人は自分ではないという主張ですね。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 これで、あなたとの面会を終わってよろしいですか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 以上お答えいただいた内容をもって、あなたの意見を確かめたこととしますが、よろしいですか。
 請求人 (左手を上を上げた。)
 裁判官 それではあなたの意見を確かめる手続きを終わります。再審を開始するかどうかについて、今後、なるべく早く検討を終えて、裁判所の判断を示すように努めます。

なお、請求人は、ベットに横になっており、気管切開しての人工呼吸器による呼吸管理がされ、輸液による栄養管理がなされ、管を通して排尿している状態であった。各種バイタルサインを表示していると思われるモニターが接続されており、請求人が発声しようとする人工呼吸器の辺りから濁った音がするほか、モニターのブザーが鳴る状態であった。また、本件面会には、看護師が付き添っており、左手の上げ下げにより請求人の応答を確かめる方法については、同看護師の示唆を得て行ったものである。

平成26年5月27日 名古屋高等裁判所刑事第1部 裁判所書記官 伊藤貴章



無実の死刑囚・奥西勝さんを励ます絵 手紙・面会通信 NO.264

国民救援会愛知・中央本部顧問

特別面会人 稲生昌三

●6月2日、名張弁護団は名古屋高裁刑事2部に異議申し立てを行いました。この間、愛知の救援会と守る会は、直ちに棄却決定に怒りを込めて、2度の高裁への抗議（要請）行動、6月12日には「抗議と支援行動の緊急集会（65名）、異議審での新署名と「証拠の全面的な開示を求める」要請ハガキ行動を開始、県下の団体と救援会各支部へのオルグ、訴えを行っています。また、知多半島・半田市では再々再の「約束」ドラマ上映（中日新聞掲載・報道）、救援会春日井・小牧支部の「冤罪学習会」（中京テレビ報道）が行われました。これから、救援会港支部、南支部、北支部が各区の上映会開催、熱田支部での冤罪学習会などが次々に行われ、異議審での支援運動の早期立ち上げが開始されます。更に、岐阜飛騨・高山支部の冤罪学習、滋賀県の栗東・草津と甲賀での「約束」上映会で訴えます。

弁護団が毒物に関する裁判所の誤った判断を糾弾、「新実験で覆す実証を行う」とする通告を無視（まさに逃げ）を行い、状況証拠に関する証拠の閲覧申請や証拠開示の要請を一顧だにせず、しかも、奥西さんと面接、「求意見」を弁護団との合意も立ち会いもさせず、「だまし討ち」「アリバイづくり」しか云いようのないやり口で棄却決定を行った裁判所の行為は不正義そのもの、「これが日本の司法か」を問わずにはおれないものです。この怒りを異議審へ集中するときです。

●こんな中、6月20日、面会に伺ってきました。「稲生です。判りますか」に目をパッチリと開けて、頷く。「奥西さん、悔しいですが負けないで下さい」「弁護団も支援者も、みんなが支えていますから、安心して下さい」と声を掛けますとウンウンと頷いて応え、前回と比べて落ち着いている様子でした。

前回と同じように「そうだ、その通り」なら手を上げて下さいと伝えて、「異議の申し立てを弁護団が行いましたが判りますね」に今日は両手を20センチ～30センチ上げ、「再審決定を一日も早く期待していますね」に両手を上げる。「裁判官が来て、意見を求めている、十分に汲み取って検討もせず棄却決定は許せませんね」両手を上げる。「犯人では絶対に無い。無実を訴え続けたい」に両手を上げる。「弁護団には感謝している、支援者にはお礼をしたい」に両手を上げておられました。そして、口を動かし、「ありがとう、

頑張り抜く」と語っている様で、こんな対話をしていると万感、胸に迫る想いが一杯になりました。

血圧上115、下68、呼吸は20、心拍は85、今日は両手を握って対話のように接することが出来ました。口を動かして訴えようとしたり語ろうとすると心拍が急上昇するのがいつもですが、心拍88が最高で可成り落ち着いておられる様子で安心しました。処遇主任に「熱が出るようなことは有りますか。変わったことはありませんか」と問いましたが、「変わったことはありません」との回答でした。次回は7月3日午後1時～次回は7月16日午後2時～約束して別れてきました。

●冤罪事件への関心が国民の中に大きく広がっています。この高まりなのか…名古屋市立大学1年生のセミナー、「名張毒ぶどう酒事件と袴田事件など冤罪事件と人権」の講演に来てくれとの要請、東三河の豊川高校の学校祭なのか、学生と父兄を対象に「冤罪事件を名張毒ブドウ酒事件と袴田事件から語って欲しい」と要請があり、私では力不足ですが、想いを持って出かけることにしました。

憲法9条解釈改憲を強行して他国への集団的武力行使容認や昨年末の秘密保護法の強行で強い危機感を持ちます。戦争こそ最大の暴力であり人権侵害です。国家権力の暴走が始まれば、人権への侵害や干渉は歴史の示す通りです。国家権力の犠牲者を絶対につくってはならない、まさに、人権侵害と冤罪の道であって、この国の岐路とも云える今、冤罪を無くすためにもつらくせ無いためにこの動きを阻止しなければと6・20集会とデモに参加、21日には半田市で2回目の集会とデモに取り組んでいます。

駅頭宣伝行動スケジュール

- 7月17日（木）18時～
水道橋駅 御茶ノ水方面出口
- 8月9日（土）16時～
八王子駅
- 9月9日（火）18時～
御茶ノ水駅（聖橋口・SORA CITY 前）
- 10月16日（木）18時～
亀戸駅
- 11月6日（木）18時～
蔵前駅
- 12月5日（金）18時～
新宿三丁目駅